

令和2年12月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和2年12月17日（木）午前10時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者
- | | |
|----------|--------|
| 教育長 | 大場 健哉 |
| 教育長職務代理者 | 高橋 明子 |
| 二番委員 | 荒明 美恵子 |
| 三番委員 | 大森 佳彦 |
| 四番委員 | 遠藤 一幸 |
- 4 出席職員
- | | |
|----------|--------|
| 教育部長 | 江花 一治 |
| 教育総務課長 | 大瀧 浩信 |
| 学校教育課長 | 武藤 幸意 |
| 生涯学習課長 | 植村 泰徳 |
| 文化課長 | 松裕 裕美 |
| 中央公民館長 | 栗城 由紀 |
| 学校教育課主幹 | 小荒井 浩 |
| 教育総務課長補佐 | 安藤 茂 |
| 学校教育課長補佐 | 油井 弘美 |
| 生涯学習課長補佐 | 高橋 淳 |
| 文化課長補佐 | 山中 雄志 |
| 文化課長補佐 | 鈴木 美智子 |
| 中央公民館長補佐 | 塚原 優郁 |
- 5 閉 会 午前11時50分

教育長 改めまして、おはようございます。
時間となりましたので、ただいまより令和2年12月の教育委員会定例会のほう始めたいと思います。
初めに、会期の決定ですが、会期につきましては本日1日としたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。
<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、会期については本日1日といたします。
続いて、書記の指名に移ります。書記につきましては、教育総務課の課長補佐安藤さんをお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。
<異議なしの声あり>

教育長 では、異議ないということですので、書記については、教育総務課課長補佐の安藤さんのほうにお願いします。
続いて、会議録の承認に移ります。
お手元に9月の教育委員会定例会の議事録があると思いますが、この内容等につきまして、何かございましたらお願いします。

教育総務課長 大変申し訳ございません。議事録について委員の皆様事前に事前送付させていただいたところに、ちょっと1か所訂正お願いしたい点がございますので、3ページをお開き願います。3ページの下から3行目に、目黒朋子先生が、すみません、片仮名表記になっていると思うんですけども、目黒は普通によくある苗字の目黒さんです。朋子さんが、月を2つ並べた漢字に、子供の子ということで訂正方お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 よろしいですか。それでは、3ページの下から3行目、「メグロトモコ」先生の氏名を、よくある、目に黒、名前は、月2つの(朋子)ですね、それに修正お願いしたいということでもあります。
委員の皆様方から何かありましたらお願いいたします。

高橋委員 高橋です。
同じようなことなんですけど、25ページの11行目、ナカタクタイムは片仮名でしたか。ほかにもナカタクといろいろ出てくるんです。

教育総務課長 ナカタクタイムのなかたたくが平仮名、タイムが片仮名で全て修正させていただきます。ありがとうございます。

教育長 ナカタクタイムのいわゆるなかたたくが平仮名でタイムが片仮名と。

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長 では、特になしということですので、9月の議事録につきましては、その書面のとおり承認することといたします。

 続いて、5番の報告事項に移ります。ここに入る前に事務局から加筆訂正等あったらお願いいたします。

教育総務課長 こちらについても1点修正をお願いしたい点がございます。2ページをお開き願いたいと思います。2ページの真ん中ほどの2の後援の件数なんですけれども、すみません、1件と記載させていただいたところですが、右ページをご覧くださいと分かるように、2件でございます。2件、2に修正いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 1か所修正ありました。よろしいですか。

 それでは、内容に入りたいと思います。最初に行事等の報告ということで、ここにつきまして説明を事務局よりお願いいたします。

教育総務課長 それでは、行事等の報告をさせていただきますので、1ページをお開き願います。

 前回11月の定例会開催日の11月12日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり6件でございました。日時、行事名、開催場所、出席いただいた皆様についても記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

 以上です。

教育長 ただいま事務局より説明ありましたが、この点につきまして何かご意見等ありましたら、お願いいたします。ご意見ございませんか。

 <異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、行事等の報告については、以上のとおりとします。

 続いて、(2)の教育長の報告ということで、報告第11号共催及び後援の承認についてを取り上げます。事務局より説明いたします。

教育総務課長 それでは、報告第11号について説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

 喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、11月の定例会以降共催を1件、後援を先ほど訂正いただきましたように2件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に

属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

なお、使用名義は喜多方市教育委員会でございます。

それぞれの内容等につきましては、各所管課から説明をさせていただきます。

学校教育課長

それでは、3ページをお開きください。

共催申請ということで出ておるものをご報告いたします。

1番ということになります。令和2年度第48回福島県アンサンブルコンテスト第45回会津支部大会ということで、年明けの1月16、17日にいわき芸術文化交流館アリオスで県のアンサンブルコンテストが開催されるということなんですが、その会津支部大会ということで、12月12日から13日、喜多方プラザにおいて吹奏楽連盟会津支部の主催でもって12月12日が小学校、高校の部、13日が小学校、高校、大学、一般の部ということで行われるということで、共催申請があったものでございます。なお、コロナ対策として無観客で行われたというふうに聞いております。

以上でございます。

生涯学習課長

生涯学習課分を申し上げます。

後援のナンバー3の部分であります。事業名2021元日マラソン大会ということで、令和3年1月1日に実施ということで承認をいただいておりますけれども、昨日主催の公益財団法人喜多方市体育協会のほうから新型コロナウイルスの感染拡大という状況を踏まえ、中止ということでご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

文化課分申し上げます。

文化課長

ナンバー2です。事業名が第169回例会「布でつくった紙芝居!?なにぬのやがやってくる!」公演、11月28日に喜多方プラザ小ホールで実施されております。NPO法人喜多方子ども劇場が主催するもので、内容につきましては1人のパフォーマーの方による紙芝居でございました。

以上です。

教育長

説明ありがとうございました。

ただいま共催1件、後援2件について説明ありました。この内容等につきましてご意見等ありましたら、お願いいたします。

大森委員

3番の後援の2021元旦マラソン、中止になったと、コロナの影響でということですが、この辺の理由について中止にする判断基準というんですかね、その辺もちょっと詳しく教えていた

だけです。

生涯学習課長

昨日決定されたということで、連絡をいただいておりますけれども、この大会については、参加者が元日の日に自由にどなたでも参加できるというようなことで、これまで57回目ということですが、県外からの参加者もあるということで、これまでの経緯ですと県外からの参加者の方が5人程度毎年いらっしゃるというような、そういった県外からの参加をする方があるということも考慮した上での判断というふうに聞いております。

荒明委員

後援2の169回例会の布でつくった紙芝居なんですが、どのくらいの参加人数があったのか、そのときのコロナ対策はどうしたのかということをお聞きしたいです。

文化課長

参加人数につきましては、ちょっとお時間をいただきたいと思います。調べます。

コロナ対策につきましては、こちらのほうの後援名義の使用について承認をするところで、感染症の対策を十分に徹底して実施してくださいということは指示をしております。実際、実績報告のときにそこまでのどういうことをしたかというところまでは求めているところでございます。

荒明委員

小ホールでの紙芝居ということだったので、しかも子ども劇場なのでお子さんたち結構集まって、密になっているようなことも考えられたんですけども、コロナの状況でその辺のところは多分間を取ったりとかされたかなとは思いますが、実際にどのようにされたのかなというところがちょっと気になったものですから、お聞きしました。

以上です。

文化課長

現在喜多方プラザ小ホール含めて、市有施設については定員の50%の人数で実施をしておりますので、その辺りについても十分配慮されたものと考えております。

教育長

参加人数は後でですが、よろしいですか。（「はい」の声あり）
ほかにございますか。

<なしの声あり>

教育長

じゃあ、特にないようでありますので、報告第11号の共催及び後援の承認については、このとおり承認することといたします。後ほど先ほどの参加人数分かりましたら、報告させます。

では、6番の審議事項に移りたいと思います。議案が4件ほどありますが、この内容に入ります前に事務局より加筆訂正等ありましたら、お願いいたします。

教育総務課長 こちらにつきましては、特に加筆訂正ございませんので、よろしくお願いたします。

 なお、議案の41号、42号につきましては、当日配付になってしまったことは大変申し訳ございませんでした。

教育長 それでは、議案第39号を取り上げます。

 令和元年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価について、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案第39号を説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

 令和元年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づきまして、その結果に関する報告書を作成したいとするものでございます。内容につきましては、別冊1という、右側に別冊1と書いてあるものをご覧いただきたいと思ひます。

 まず、点検・評価につきましては、8月の定例会から11月の定例会まで4回にわたりご協議をいただいたところでございます。併せてその間、教育審議会、いわゆる外部の委員によります審議会を3回開催させていただきまして、12月15日に答申をいただいております。

 今回ご審議いただきますのは、本当に最後のいわゆる総括と言われるところの説明をさせていただきたいと思ひます。基本目標それぞれⅠからⅢまでございますが、それぞれ教育委員の皆様の見解、そして市議会の見解を踏まえて総括というのでまとめておりますので、まず基本目標Ⅰにつきましては、16ページをお開き願います。

 ここに基本目標Ⅰとしての教育委員の皆様、そして審議会の皆様の見解を踏まえた総括をしていただきますので、読ませてくださいと思ひます。

 コロナ禍という先が見えない中、安心・安全を基本としながら、チーム力を生かし、このような時代を生きる喜多方の子どもたちに確かな学力を身につけさせるとともに、どのような力を身につけさせるべきかを検討していくことが重要となっている。そのためにも基本目標で定めた「生きる力」を育むため、「全ての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力」、「よりよい社会づくりのために必要な資質・能力」、「社会の変化に対応できる資質・能力」の向上を図るため、重点事項を定めて取り組んでいくこと

とする。

特に、キャリア教育の充実、授業の質的改善、ICTツールの活用、個々の学びの経年変化の分析等による個々の学びの支援、地域とともにあるコミュニティスクールなどの取組に重きを置き、新型コロナウイルス感染症対策にも留意しながらしっかりと進めていくというようなことで、基本目標1を総括をさせていただいたところでございます。

次に、基本目標Ⅱでございますが、23ページをお開き願います。23ページの下の表でございます。

生涯学習講座の受講者数は減少傾向が続いているものの、スポーツ施設利用者数は、令和8年度の目標値を上回っている状況であることや、市立図書館の図書貸出冊数は前年度の実績値よりも増加していることなどから、全体としては「生涯学習活動への主体的な実践力を育む」ことに貢献していると評価できる。今後も生涯学習の機会と場の提供、市民の読書活動を推進するための市立図書館活動の充実、ライフスタイルに応じたスポーツに参加できる機会の提供、地域と学校が連携するための体制の整備などを通して、市民一人一人が学ぶ楽しさを感じ、地域の絆を大切にしながら、生涯にわたり主体的に学習活動やスポーツ活動に取り組む力を育めるよう生涯学習・生涯スポーツの推進に努めていくことが必要である。

なお、「人づくりの指針」を活用した児童生徒の育成については、公民館等での様々な取組や小中学校での取組により少年の主張において毎年顕著な成績を収めるなど、着実に取組の成果が現れてきていることから、今後も新たな先人の掘り起こしなども含め、引き続き「人づくりの指針」を活用した取組を推進していく。

次に、基本目標3でございますが、27ページをお開き願います。

文化芸術及び文化財を活用した事業等の実施により、市民が文化芸術に触れる機会を提供し、興味関心を高める取組ができたことと評価している。文化財の保全や活用に関わる各種事業の開催は、参加者数については中間目標値を超えているが、文化施設（美術館）の入館者については新型コロナウイルスの影響を勘案しても減少しているため、今後は多くの方に来館していただけるように企画内容、周知方法等の工夫や小中高との連携などが必要である。

さらに、「豊かな感性と郷土愛を育む」ため、特に子供のうちから文化芸術に触れる機会の拡大を図る必要があるとしたこと

ろでございます。

基本目標ⅠからⅢまで全てを総括した最終的な教育委員会としての総括ということで、28ページをご覧いただきたいと思います。

教育委員会としての総括でございますが、令和元年度の各期基本目標の総括として、基本目標Ⅰにおいては、将来の夢や目標を持っている児童生徒が増加しないなどの課題があるものの、各学校において児童生徒相互のよさを伝え合うことにより、児童生徒の自己肯定感が生まれてきているなど成果が上がっていることから、全体として「全ての子どもの生きる力を育む」ことに貢献していると評価しました。

基本目標Ⅱにおいては、指標実績値の生涯学習講座受講者数は減少傾向が続いているものの、スポーツ施設利用者数が目標者数を上回っていることや、図書貸出冊数が昨年度より増加していることなどから、全体として「生涯学習活動への主体的な実践力を育む」ことに貢献していると評価しました。

基本目標Ⅲにおいては、文化財活用事業の参加者数が中間目標値を上回っていることなどから、全体として「市民の文化芸術への興味を喚起し関心を高める」ことに貢献していると評価しました。

基本目標ごとに達成できていない施策等があるものの、全体として基本理念である「自分と郷土を誇り、自立と共生の精神を持って、たくましく生きる喜多方人の育成」にそれぞれ貢献しているものと評価しました。

審議会委員からは、教育委員会の自己評価と概ね同等の評価をいただくとともに様々なご意見をいただきました。このご意見を踏まえ、基本目標Ⅰにおいては「新型コロナウイルス感染症対策による制約された環境の中にいる子ども、教職員一人一人の健康状態に気を配り、ストレスなく学校生活を送れるように対応すること」や、「幼小連携をさらに強化していく」ことなど、基本目標Ⅱにおいては、「市民一人一人が生涯にわたり主体的に学習活動やスポーツ活動に取り組む力を育めるよう、生涯学習・生涯スポーツの推進に努めていくこと」など、基本目標Ⅲにおいては、「文化施設に多くの方が来館していただけるよう企画内容の工夫や小中高連携を進め、子どもの中から文化芸術に触れる機会を増やすこと」などに取り組んでいく必要があります。

また、教育振興基本計画において設定した各指標については、

事業・施策ごとに目標に向けた成果が適切に推し測れるよう、教育振興基本計画の中間年度見直しを行う令和3年度までに検討する必要があります。

今回の点検・評価で見えてきた成果と課題をもとに、喜多方市教育振興基本計画の進捗状況を管理し、より効果的な事務事業の推進を図ることにより、市民の信頼に応える教育行政となるよう努めてまいります。

ということで、教育委員会の総括としてまとめさせていただいたものでございます。

内容については以上でございます。

教育長

ありがとうございました。それでは、今総括を中心に説明いただいたわけなんですけど、最初に基本目標Ⅰ全ての子どもの生きる力を育むに対する総括というか、16ページですが、ここについてご意見・ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。それでは、特になしということよろしいですかね。

<なしの声あり>

教育長

では、基本目標Ⅱ生涯学習への主体的な実践力を育むに対する総括で、23ページにありますけど、この内容等につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、続いて基本目標Ⅲ歴史文化芸術への関心を高め、豊かな感性と郷土の愛を育むに関する総括として、27ページありますが、この部分について何かご意見・ご質問等あったらお願いします。

高橋委員

高橋です。

先ほどのところ16ページでも感じたんですが、これは令和元年度の評価に、前回もお伺いしたかもしれないけれども、コロナという言葉が出てきているというのは、それは構わないということですか。

教育総務課長

令和元年度ということで、平成31年4月1日から令和2年の3月31日までですので、既にコロナの関係は始まっていたという状況でございますので、今回審議会の委員の皆様、そして教育委員の皆様からもそういったことを加えたほうがいいんじゃないかということで、加えさせていただいたものでございます。

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかにもございますでしょうか。

<なしの声あり>

教育長 それでは、28ページの全体的な総括、教育委員会としての総括というふうになっていますが、ここについて何かご意見、ご質問あったらお願いいたします。よろしいですか。

 <なしの声あり>

教育長 それでは、全体的に何かありましたら、お願いいたします。

荒明委員 すみません、今ごろ。基本目標 I の総合評価の中の文言についてちょっと気になるところがあって、11ページ、11ページの上から2つ目の丸のところなんです、小学4年生から中学2年生までにおいてというところ云々、習慣が身についた児童生徒が一定程度いることが分かったと、何気なくすらすらと読んだときに、何となく気にもしなかつたんですが、よく考えたときに一定程度というのが何を指しているかというのがちょっとよく分からなかったもので、それについての質問なんです、こういうところはむしろ明確に約何割とか、何%とか、明確に書いたほうがいいのではないかなと思いました。一定程度の意味が分からなかったものですから、質問です。

学校教育課長 荒明委員のご指摘のとおり、一定程度という意味が伝わらないというところだと思いますので、こちらの記載については表現の仕方、しっかりと精査してここは修正したいと思います。大変申し訳ございません。

教育長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

 では、この点検・評価報告書の内容について特に異議なしということによろしいでしょうか。

 <異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、議案の第39号令和元年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価については、この原案のとおり可決することといたします。

 続いて、議案第40号を取り上げます。

 喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更についてであります。では、事務局より説明をお願いいたします。

文化課長 議案第40号の前に報告第11号で保留分について回答申し上げてよろしいでしょうか。

教育長 お願いします。

文化課長 すみません、時間をいただきまして申し訳ありませんでした。子ども劇場の後援の部分でございましたが、参加合計人数が60名の参加でございました。コロナ対策についても確認しましたとこ

ろ、会場プラザでしたけれども、入り口で検温をして、席の間隔についても開けて並べたということでございます。それから、手指の消毒についても2か所で、それからチケットのもぎりもせずに本人が切ってもらうようにして、それから人が触れるところのアルコール消毒を徹底したということでございます。

教育長

そこについてはよろしいですか。（「はい」の声あり）

じゃあ40号のほうに。

文化課長

それでは、続きまして議案第40号をご説明いたしますので、5ページをご覧くださいと思います。

喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更についてでございます。この伝統的建造物の追加につきましては、10月22日開催の定例教育委員会で、諮問についてご審議をいただいたところでございます。そして、6ページに記載のとおり、11月13日付で伝統的建造物群保存地区保存審議会より答申がございましたので、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第4項の規定に基づきまして、伝建地区の保存活用計画を下記のとおり変更したいとするものでございます。

変更の内容及び追加理由につきましては、5ページ、それから本日お配りしておりますカラーのA4の別冊2をご覧くださいと思います。建築物につきましては、ナンバー189から191まで同じ敷地にある建物でございまして、みせ、主屋、主屋の増築部分と建築年代が変わってはおりますけれども、いずれも特定基準を満たすものでございます。

次に、工作物の2件についてでございますが、写真の下から2段目の右側ですが、石柵につきましては、小田付伝建地区でも唯一のものであるということでございます。もう一つが水路の石積でありまして、石柵、石積、いずれも伝統的工法で造られていまして、特定基準を満たしているということでございます。位置図につきましては、本日お渡ししました写真の裏面に記載をしております。

続きまして、保存活用計画の変更部分についてご説明いたしますので、事前にお配りしました別冊2のほうをご覧くださいと思います。

変更部分につきましてはですが、18ページから伝統的建造物のリストになっておりまして、まず建築物の追加部分につきましては23ページの赤字で記載しておりますナンバー189から191まで、また24ページには工作物のリストを掲載しておりますが、赤字部分

24、25を追加しております。また、30ページからの位置図につきましても、追加部分を含めた記載となっているところがございます。

説明につきましては、以上です。

教育長

ありがとうございます。

今小田付の重伝建の地区のことについて説明あったわけなんですけど、ここにつきまして何かご意見、ご質問あったらお願いいたします。よろしいですか。

では、特に異議はないということではよろしいでしょうか。

高橋委員

すみません、9ページの保存及び、この別冊2です、事前資料の別冊2にありました、保存及び活用の内容というところがあって、いろいろ書かれているんですが、活用というところが余り具体的な活用という内容がちょっと読み取れないので、もう少し活用をどうするかということ、もしここに書くならばもう少し具体的な活用方法とか方針なども上げたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

文化課長

計画の9ページの活用の部分でございますけれども、伝建地区30年に選定されまして、活用の部分については、やはり今課題のところでございます。今保存のところを少しずつ進めておりまして、やはり足を運んでもらえるような活用方法についても町の団体、町衆会とかまちづくり協議会でございますので、そちらのほうと検討を進めながら、活用についても今後方針等検討してまいりたいと考えております。今のところは課題ということでございます。

教育長

現段階では課題ということで、活用計画についてはもう何年か後くらいかな、間違いなくここもきちんとつくらなければいけないところですので、それも踏まえてですが、現段階では保存に力を入れているところなのでということでもあります。よろしいですか。

高橋委員

よく分かりました。では、そのように書いていただいてもいいのかなとちょっと感じました。

もう一つありました、すみません。9ページの⑥の周知することで多くの理解・共感を得られるように書いてあるんですが、これは誰に対して情報発信をするということなんでしょうか。

文化課長

保存地区につきましては、これは内外でございます。地区の方の意識というものも大事になってまいりますのでその辺り、内に向けては、その辺りの理解を得られるような事業を進めていくと

いうこと、それから足を運んでいただく方についても、魅力について十分に発信、周知していきたいということでございます。

教育長

よろしいですか。

ほかにありましたらお願いします。

遠藤委員

今追加された191までのナンバー振ってあると思うんですが、申請した順にどんどん増えていくという形になってくると思うんです。ただ、1番がこっち、2番が下のほう、3番が端のほうとなってくると、地図で非常に見づらくなってくるんじゃないかなということを考えてくると、ある程度まとまった時点でナンバーをつけなおして、こっちの地区は例えば50番までとか、下のほうは次は100番までとか、そういうふうな修正の方法もあるんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

文化課長

すみません、別冊の18ページからのリストの分でございますけれども、これはやはり同意書が出た分ということで、文化庁のほうにも届出をしている番号になっております。このリストについては、並べ替えということは考えていないところでございます。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

そうしますと、この活用のところにも関わると思うんですけれども、みんなが分かりやすく見せるためにはやっぱりマップの番号のような、どこにあるというのがちょっと区割りをしてもらって示してもらえると分かりやすいのかなと思いました。

文化課長

その伝統的建造物を見ていただくときのマップということだと思いますが、その辺りについては作成する際には十分考慮したいと思えます。それで、今特定物件、伝統的建造物の表示についてワークショップ等をしながら、特定物件にそういうものを掲げるといような事業も進んでおりますので、見に来てくださった方が、ここが特定物件だと分かるようなものについて、現在掲示について進めているところでございます。なるべく分かりやすくつくっていきたいと考えております。

教育長

その辺は分かりやすくという今お話もありましたが、いろいろと考えているところでもあるということです。

ほかにございますか。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、特に異義がないということでありますので、議案の第40号喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更については、原案のとおり承認、可決することといたします。

続いて、議案第41号を取り上げます。喜多方市美術館において

文化課長

収集する美術作品等に係る諮問について、事務局より。

議案第41号についてご説明いたしますので、本日お配りしました別冊3をご覧いただきたいと思います。資料が当日になりまして大変申し訳ありません。

喜多方市美術館において収集する美術作品等に係る諮問についてでございます。

喜多方市美術館条例第12条第2項の規定に基づきまして、喜多方市美術館において収集、保管、展示する下記的美術作品等について、喜多方市美術品収集委員会へ諮問したいとするものでございます。

収集候補作品につきましては、絵画が1点、版画が2点、工芸が1点、資料が9点、合計13点でございます。詳細につきましては、2ページをご覧いただきたいと思います。

作品の候補につきましては、4点ございまして、写真について3ページと4ページに掲載をしております。まず1つ目の絵画が、ふるさとの風景展の大賞作品でございます。2番目が工芸でございまして、蟬凧、フンデルトヴァッサーという方の凧になります。その次の4ページにつきましては、山中 現氏の版画2点ということになります。こちらについては喜多方市美術館で企画展等実施された方の作品でございます。

候補資料につきましては9点ございまして、4ページから6ページに記載をしております。4ページにつきましては、長沢節氏の絵付けをした水入れ、それから5ページに掲載しておりますのが赤城泰舒氏の書籍。それから、6ページに記載しておりますのが、喜多方美術クラブの会長であった田代與三久さんから池田永一治さんに宛てられた書簡。

すみません、ページが逆でした、申し訳ありません。失礼しました。5ページが書簡です、大変申し訳ありません、手紙のやり取りをしたものが5ページ、そして6ページにつきましてはが赤城泰舒氏の書籍でございます。失礼いたしました。いずれも喜多方にゆかりのある方の資料になっております。

これらについて寄贈の申し出があったためにこれを収集していかどうかについて、収集委員会に諮問したいとするものでございます。

以上です。

教育長

ただいま説明ありました。この内容等につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、特に異義がないということですので、議案第41号喜多方市美術館において収集する美術作品等に係る諮問については、この原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第42号を取り上げます。山都開発センター（山都公民館）の整備方針について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、議案第42号山都開発センター（山都公民館）の整備方針についてをご説明いたします。

資料のほう本日配付となってしまうまして、大変申し訳ありませんでした。別冊6と書いてございます資料で説明をさせていただきたいと思います。

議案第42号山都開発センター（山都公民館）の整備方針についてであります。これにつきましては、喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、山都公民館を整備するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第7号の規定及び喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第2条第2項の規定により、山都開発センター（山都公民館）の整備方針について、下記のとおり定めたいとするものであります。

1番の整備の方針につきましては、山都公民館を新たに建設するということでの、したいとするものであります。次ページをお開き願います。

内容について概要を説明してまいります。まず、今現在山都の支所の脇にあります山都開発センターでございますけれども、その整備についての経過について申し上げます。

まず、合併後の平成19年に新市開発計画におきまして、山都開発センターの整備、設備整備事業の計上がありました。これは今3階建ての建物でありますけれども、ここにエレベーターを設置して利便性の向上を図るといような計画でございました。その後、この施設が耐震の改修が必要な施設だということであり、当初の計画と大幅な見直しが必要になったため、新市建設計画このものについては事業を中止というふうなことであり、新たに山都公民館の整備方針を検討することとなってきたところであります。その間、平成30年に耐震の診断をしたところ、C判定ということで、C判定については下の囲みの※1のところにありますけれども、大震災の震動及び衝動に対して倒壊、または倒壊する危険性のある建物ということで、判断をされたところであります。

その後、令和元年度にはこの公共施設の総合管理計画に基づく個別計画が策定をされ、今年度整備の方針の検討を生涯学習課及び関係課で進めてまいりました。その中で今ごきます新市建設計画の中の（１）みんな心豊かなまちづくりで、「ひとづくり」というところの体育施設・社会教育施設の整備ということの中に、山都公民館の整備事業を含めて、財源としては合併特例債を活用する事業としていく、それで市全体の財政の計画を定めます中期財政計画にも、この事業を計上していくということとしてきたところであります。

現状につきましては、今ほども申し上げましたが、この開発センターについては、昭和48年7月に建設されてから、築47年が経過している大変老朽化が進んでいる建物となってきたところであります。

囲みの下の2番になりますが、こういったことを受けて施設整備の検討の結果、山都開発センターの耐震改修を含めた大規模改修の費用、それから施設を建て替えるという費用を概算で算出をして比較をいたしました。その内容で申し上げますと、大規模改修では6億2,000万円、建て替えについては解体費用も含まれますが、5億2,300万円となったところであります。こうしたことから、今回大規模改修を行うということでありましても、今後30年で公共施設等総合管理計画における建て替え時期80年、鉄筋コンクリートの建物は最大で80年を使用期限とするということでもありますので、今50年たっている建物なので、新たに改修をしたとしても30年しか使えず、その後また建て替えの費用が発生するということがございます。こうしたことから、山都開発センターについては、解体をして新たに公民館を建設することとしたいというふうの方針として考えているところでもあります。

概算の費用については、1ページの下から次ページをお開きいただきたいと思ひます。設計業務、管理業務については記載のとおりであります。工事費についてまず申し上げますと、大規模改修では6億、その内容については今現在の建物の改修をもちろんするのに合わせて、耐震の改修もする、そこにエレベーターの設置なども考えている金額であります。建て替えの4億につきましては、今現在あくまでも想定ということでもあります。平成29年度に山都の総合支所を建設しましたが、その平米の単価に物価上昇分の係数を掛けて、面積は600平米ということをも想定した中の金額となっております。解体費用なども含めてこういった合

計の金額でありますけれども、このうち財源として大規模改修の場合は、耐震に関わる費用の部分のみ50%が国の社会資本整備総合交付金を活用できる。建て替えの場合については、合併の特例債ということで、設計解体費を除く記載の金額を活用できるというふうに想定をして比較をしたところであります。

なお、※3の部分の建設の面積、あくまでも想定でありますけれども、その中身については記載のように近年建設された公民館の面積、それから塩川の公民館では、新たに図書室を整備したということで、その面積を合わせて概ね600平米というふうにしたところであります。

3番の建設予定地であります。これについては今現在山都開発センターがあります付近ということ想定しているところであります。

今後のスケジュール、予定でありますけれども、今後こういった方針について議会の全員協議会へも説明をしていくということでありまして、そういった中で方向性が承認をされると思いますか、状況の中で正式に市の中期財政計画というところにも計上、位置づけをさせていただきながら進めてまいります。令和3年度については、この公民館の建設に伴います市民との懇談会を設置をして、意見交換を行いながら、3年度中に基本構想、基本構想については基本的な公民館の整備の考え方や、機能、位置、想定規模そういったものを定めるものですが、そういったものを策定して、令和4年度に設計業務、具体的な設計に入り、令和5年度に公民館の建設の工事を実施、公民館が完成した後の令和7年度には、今ある開発センターを解体をするというふうな大きな流れ、スケジュールを想定、予定しているところであります。

説明は以上です。

教育長

ただいま山都開発センターの整備方針について説明ありました。ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

高橋委員

高橋です。今の山都開発センターは大きい広間が1つと和室が2つ、区切ることができて3つになるんですが、あとは会議室と図書室というような形でありまして、平屋建て、広さがちょっとよく分からないんですが、平屋だとこれだけの部屋は造れないのかなとちょっと感じました。その辺をちょっとご質問したいのと、あと和室があるということで、東日本大震災のときに実現はしなかったんですけれども、高齢者や妊婦さんたちで体育館に避難される方がいた場合、そういった方には和室のほうを使ってい

ただこうとそういった準備も少しした経緯があるので、新しくできる公民館自体が避難所として考えがあるのかどうか。もしあるとしたら、ぜひ和室やそういった機能も備えたふうにしてほしいというのがあるんですが、どうでしょうか。

生涯学習課長

まず600平米ということでの大きさ、面積ということですが、今ある開発センターについては3階建てで、延べ床面積が確か1,490平米ほどございました。もともと宿泊ができるようなそういったことも含めた建物でありましたので、大変大きいと。3階には今ホールがございまして、380平米ほどの大きなホールがございまして、近年建設されてきている公民館等々と内容も加味しまして、現状では想定としてあくまで、想定として比較検討するための想定として600平米ということで記載をいたしました。が、実際の公民館の機能や部屋、そういったもの、この後2番目に質問ありました和室というようなことも含めまして、来年度意見交換をしながら、こういった公民館でこういった機能を持って、こういった大きさでということまで来年度検討をしていくというふうなことで考えております。

当然この新しい公民館も避難所の機能といえますか、そういったことも想定をされると思います。

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。よろしいでしょうか。では、特に異義なしということではよろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、議案第42号山都開発センター（山都公民館）の整備方針については、原案のとおり可決することといたします。

以上で、審議事項のほうは終わります。

続いて、7番の協議事項に移りますが、内容に入ります前に事務局より加筆訂正あったら、お願いいたします。

教育総務課長

すみません、こちらについても次第書きのほうの訂正をお願いしたいと思います。

協議事項第3号ですけれども、生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針に關するとありますが、この「に關する部分」から2行目にかけての「年次見直し」、方針まではそのまま残していただいて、その後の「に關する」から2行目の「年次見直し」までを削除していただければと思います。二重線で訂正をお願いしたいと思います。つなげますと、施策推進の方針（案）及びというふうにつながっていくようになりますので、大変申し

訳ありません、よろしく願いいたします。

教育長

今ありましたように、方針に、1行目の後段からですが、方針の後の「に関する年次見直し」をカットということでもよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、協議第3号のほうに入ります。生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策指針の方針（案）及び生涯学習・生涯スポーツの事業体系及び推進のための官民連携の組織体系の検討についてを取り上げます。まず、事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、私のほうから説明を申し上げますが、資料は別冊4としましたつづりのものとA3、1枚のものでありますが、A3、1枚のものについては、今日表題のほうが抜けていたので、本日机の上に配付をさせていただきました。内容については変更がございません。

まず、別冊4の令和2年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策指針の方針（案）についてご説明を申し上げます。これにつきましては、毎年教育振興基本計画がございますけれども、そこに掲げる基本理念の人づくりということを具現化するために、実証しております、この中期的な方針については教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価、今ほどさきにご審議をいただきました、その評価を踏まえて社会教育委員の皆様の見解もお聞きしながら、毎年ローリングをしながら見直しを行っているというようなところであります。

別冊4の2ページをご覧くださいと思います。

これも毎回ご説明申し上げますが、この中期的施策推進の方針で取り上げる部分はこの太枠で囲みました基本目標Ⅱの部分ということでございます。

3ページですが、この施策目標を達成するための取組の方向性については、この記載のとおりでありますけれども、3ページの一番下の※にありますとおり、教育振興基本計画やスポーツ交流都市宣言の趣旨を踏まえて、生涯学習、スポーツの事業体系の在り方について今現在検討しており、順次本方針に取り入れながら反映していくこととしております。

別紙参照とありますが、これがA3横の部分でありまして、これについては今年度の教育委員会の中でもこれまで2回ほどご協議をいただいているもので、この中期的施策の推進の方針の後にまた説明をさせていただきます。

4 ページをお開きいただきたいと思います。ここからは、施策目標の①、②、③とありますけれども、それぞれについて点検・評価をいただいた中で、令和3年度へ向けてといたしますか、方向性を踏まえて記載を変更して改めていくものでありますけれども、個別については数多くございますので、取組の方向性のポイントということで、それぞれ枠で囲んである部分、ここについて説明を申し上げます。

見え消しで消してある部分については、昨年度のものをごこの部分を削除をして、下線であるものところを今年度点検・評価を受けて新たに追加をする、そういった内容となっておりますので、新たに追加をされる部分を中心に説明を申し上げます。

施策目標①「学びを通じた心豊かな人材の育成」に関する取組の方向性として、ポイントのところのア、「喜多方市人づくりの指針」の活用というところについては、上段については変更がなく、下から3行目の一番最後、またのところからなんですが、公民館の「人づくりの指針事業」の具体的な実践・取組例についての紹介、公民館で内容及び講師のデータを共有し、魅力ある事業の充実を図っていききたいとするものであります。

イとしまして、「各種団体への育成と活動への支援」これについては市ホームページ等による社会教育関係団体の活動紹介や公共施設の使用料の減免により支援するとともに、団体の活動実態を把握した上で支援の在り方について検討していききたいとするものであります。また、社会教育団体関係等の情報を集約して、人材の蓄積を図り、公民館講座や自主活動等の講師として活用していくとともに、団体の運営方法などを学べるよう講師派遣事業の講師を充実して、生涯学習活動の指導者や団体の育成を推進していききたいとするものであります。以下の部分については削除ということです。

ウ「効果的な生涯学習情報の提供」ということでありますが、ここについては講師リストの充実と更新を行い、データベースの活用についてPRするとともに、SNSも活用して生涯学習に関する情報を提供していくと。また、以下については記載の中で市Facebookなど、あるいは2行目の公民館だより等というのを記載の中に追加をしたいとするものであります。

エにつきましては、「生涯学習の機会と場の提供」は、生涯学習事業の体系を整理し、教育振興基本計画の中間見直しに反映をしていきますとしました。

5 ページの上段になります。その続きであります。また、としまして、小中学校において地域登録講師を活用しやすくする仕組みについては、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える「地域学校協働本部」となっていますが、これ以降この本部のところを地域学校協働活動というふうに記載を改めていただきたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。地域学校協働活動の仕組みを検討していきます。さらに、学校と地域のとの連携に配慮した子供たちにとって、より望ましい学習環境を整えるため、小中学校適正規模・適正配置の考え方と合わせて整理していきますというふうになりました。

オにつきましては、「図書館の活動の充実」であります。記載の内容の主な変更はありませんが、一番下に、またとして学校教育及び公民館、図書室との連携を図りますというふうな文言を追加したものであります。

その下の二重丸のアからオまでというところについては、先ほど申し上げました昨年度については正式な名前で申し上げておりませんが、地域学校協働活動というところを意識した表現となっておりますので、新たにそういった文言を追加する表現といたしましたので、二重丸のアからオまでに関する取組というところは削除をしたいというふうに考えております。

5 ページ以降、個別についてはそれぞれ今申し上げましたように、削除する部分、新たに追加する部分がございますけれども、この部分については省略をさせていただきます。

続きまして、12 ページをお開きいただきたいと思います。施策目標の②「スポーツに親しめる機会の拡充」というところであり、取組の方向性のポイントのところの部分をお願いします。アとして、スポーツに参加できる機会の提供というところですが、ホストタウン交流事業のところについては、このまま現状のままでありまして、見え消しで削除している部分を削除し、中ほどに下線の部分がありますが、スポーツ少年団との子供会の児童とのスポーツ交流という部分では、特定のスポーツ少年団員のみ参加だったためという理由を追加しております。それから、下段のほうの下線の部分になってまいります。スポーツ事業の体系化については、教育振興基本計画の中間見直しに反映していきます。これは、後ほど説明いたしますが、来年度中間見直しでありますので、そういった中に反映をしていきたいとするものです。また以下については、先ほどの施策目標の① 5 ページで記

載した内容と同じ内容となっております、地域学校協働本部ではなくて活動の仕組みを検討していく、それから小中学校適正規模適正配置の考え方と合わせて整理していくということで、先ほどと同様な記載としたいところであります。

イ「指導者とボランティアの育成・確保」の部分については、一番最後の部分にスポーツボランティア制度を制定し、ボランティア登録を行っていきますということで、これについては今年度さきにこの制度について説明を申し上げ、今現在登録なども受けているところであります。

13ページであります。ウの「団体間の連携強化」というところについては、引き続きという部分からになりますが、市体育協会事務局体制の維持充実を支援するとともに、スポーツ関係団体の活動実績を踏まえた上で、団体間の連携について検討をしていきますという文言を付け加えたいというふうに考えております。それから、二重丸のアからエについては、先ほど申し上げた施策目標の①でご説明したとおりの内容の理由により削除をいたします。

オは、「社会体育施設の整備」は、文言のアンダーラインの部分追加をする文言の訂正であります。

カの「学校施設の開放」についてであります、これは一番下の2行を追加いたします。安定した学校開放事業になるよう管理指導員の複数化や外部への委託などを含め体制の在り方を検討していきますとしたいところであります。

14ページからについては、詳細についてはこれは説明を省略いたします。

22ページをご覧いただきたいと思っております。

施策目標の③「郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成」に関する取組の方向性ということで、方向性のポイントを四角の中で説明いたしますが、ア「青少年健全育成団体の活性化」というところにつきましても、見え消しで消した部分の下、またのところを追加いたします。また、青少年健全育成団体指導者の育成のため、引き続き役員・会員に指導者研修会への参加を促すとともに、効率的に参加する方法や内容を伝達する方法などについて検討していきたいとするものであります。

イ「放課後子ども教室の拡充」ということでありますけれども、これについては既に令和元年度で事業が中止と、終了ということでありますが、教育振興基本計画の中にこの施策目標③のイとい

うところに、これはそのまま振興計画の中に載っておりますので、こういった文言については、最後の見え消しのほうで削除をして、また以下についてはこのような記載としていきたいとするものであります。

ウの「青少年ボランティアの育成と活動の推進」ということにつきましては、見え消しで削除をして、一番最後の2行、青少年を対象に引き続き公益財団法人修養団が主催するボランティア研修会の参加の周知と支援を行いますというふうにしていきたいとするものであります。それ以下22ページの下から25ページの個別の詳細の変更については、説明を省略させていただきたいと思っております。

説明は以上です。

生涯学習課長

すみません、続きまして、まず今中期的な施策の方針を申し上げました。それとともに、先ほどA3の横の表をご覧くださいと思いますけれども、これについてもまずここでご説明を申し上げます。

表題を新たに今日配りました資料の上に表題がありますが、生涯学習・生涯スポーツの事業体系及び推進のための官民連携の組織体系の検討についてということで、これまで2回ほど方向性の検討についてはご説明を申し上げ、ご意見をいただいていたところであります。今回は、A3の横の太枠の部分、これまで取り組むべきテーマ、それから必要となる視点を整理をした上で、取組の方向性と取組の例ということで、こちらのほうを取りまとめたところであります。

まず、1の子育ての支援という部分でありますけれども、保護者が安心して子育てするための家庭教育の支援という視点でもって、取組の方向性は、保護者が子育ての悩みや不安を抱えて孤立せず、安心して子育てができるよう、保護者同士の交流の場や、家庭教育に関する学習機会を提供するなど、保護者としての学びを応援するような取組を行うという方向性といたしました。その例としましては、1つ目として保護者同士の交流の場の提供、具体的な想定でありますけれども、親子参加型の遊びや悩みを相談できる場など。2つ目としては、家庭教育に関する学習機会の提供ということで、年齢に応じた子育て講座など。家庭教育に関する情報の提供という部分ではSNSを活用した子育て、豆知識等の情報発信などこういったものが想定できるのではないかとこのように考えたところあります。

大きな2番目の保健・医療、この部分での必要となる視点、健康づくりを意識したスポーツ活動の推進というところでは、取組の方向性について、生涯にわたって健康や体力を保持、増進しながら、健康的な生活を続けるため、一人一人がライフステージ、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、高齢期、こういったことに分けられると思いますけれども、これに応じた健康課題、食習慣、運動習慣を正しく理解し、それぞれの年代の特徴を捉えた健康に関する知識の習得、日常的に実践できる運動、スポーツ活動を推進していくという方向性といたしまして、取組の例としてはライフステージに応じた運動、スポーツプログラムの提案、健康づくりに関する学習機会の提供というような、かぎ括弧の中は具体的な例でありますけれども、こういった例などが考えられるというふうにとどめたところでもあります。

大きな3番目の防災の部分でありますけれども、視点は地域ぐるみでの防災意識の向上というところでもって、方向性としては、災害時の被害を最小限にとどめるためには、自助や共助による助け合いが必要であり、日ごろの地域住民同士の関係づくりが災害に強いまちづくりにおいて重要となるということから、地域ぐるみで参加できる防災学習の機会を提供するなど、地域住民の防災知識や自助・共助の意識を高めるような取組を行うという方向性といたしました。取組の例としては、地域ぐるみで参加できる防災学習機会の提供ということで、親子参加型の防災学習会、危険箇所の視察等、こういったことが考えられるのではないかとこのようにしたところでもあります。

4番、市の総合計画では、協働・地域コミュニティ、教育振興基本計画においては全ての子どもの生きる力を育むという大きなカテゴリの中で、合わせて必要となる視点については、地域全体で子供たちの成長を支える地域学校共同活動の推進というふうな視点を持って、取組の方向性としては、地域、家庭、学校が連携協働し、幅広い地域住民の参画を得ながら、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、活動に参加する地域住民の生きがいづくりや活動を通じた地域コミュニティの活性化にもつながることから、地域と学校が相互に関わり合う地域学校活動を推進していくということで、先ほどの中期的な施策の方針にも記載をした内容となります。取組の例としましては、学校、家庭、地域が連携、協働する地域学校協働の取組、ボランティア活動や学校行事の支援、例えば郷土料理教室など、そういったこと

が考えられるというふうに考えております。

最後、大きな5番であります。総合計画では生活環境、自然環境、教育振興基本計画においては、歴史・文化・芸術への関心を高め、豊かな感性と郷土愛を育むという大きな枠組みの中での必要となる視点は、地域の優れた自然・歴史・文化に対する理解の促進ということから取組の方向性については、自然・歴史・文化などの地域の優れた特色を生かした体験や、学習の機会を通じて地域の自然環境等の理解を促進する取組を行うというふうにいたしました。例としては、こういった自然・歴史・文化遺産を活用した体験や学習機会の提供というようなことで括弧内のようなものも想定できるというふうにいたしました。

なお、最後になりますが、太枠の一番下になります。これらの上記の取組の方向性及び取組の例であります。これらについては、市の関連部署と連携をしながら、市全体の取組として生涯学習分野及びスポーツ分野の面から具体的な事業の展開を検討していくということで、これについて来年度これをもとに教育振興基本計画の中間見直しの中でこういった考え方で整理をしていきたいというふうに考えているところであります。

説明は以上です。

教育長

今説明ありましたが、まずこちらの別冊のほうの4の内容について、中身3つくらいに大きく分かれています。まとめた形ではないかな、時間もまだあれなので。どこからでも結構ですので、何かご意見、ご質問等あったらお願いします。

高橋委員

5ページのオのところの「図書館の活動の充実」なんですが、コロナ禍ということもあり、コロナが収まった後でも多分公共図書館の在り方というのは、変わってくるのではないかなというように話があると思います。先日ちょっと県立図書館の協議会に参加してきて、そこでの話だったんですが、やっぱりそういったことについても新しい公共図書館の在り方について、何か変わるかなという形ですね。また、喜多方市の場合は複合の文化施設になって図書館も変わっていくということもあるので、そういったことをもう少しアピールして、形が変わっていく中で安心して利用できる図書館の在り方というような、そういった感じのところをもし入れられるなら入れていただきたいと思いました。このオの内容では、今まで言っていることと、もちろん大事なことから同じことを言ってもいいんだけど、あまり変わらないような気がする。そう感じました。

- 生涯学習課長 今5ページの「図書館の活動の充実」という部分で、コロナ禍で公共図書館の在り方も変わってくるというようなことであります。そういった記載も必要なのではないかと、方向性としてということではあります。委員のご意見については、5ページのところにするか、どういったところに反映するかというのは、ちょっと今あれですけれども、全体的なところで。生涯学習の施策目標の①というところの中で、大変失礼しました、この基本目標の②のところを全体の中で、委員の意見などが反映できるような部分を少し加えさせていただくというような検討をさせていただきたいと思っております。
- 教育長 図書館だけではなくて、全体に関わる部分がかなりあるので、その辺についてですね。
- 高橋委員 ほかにございますか。どうぞ。
- 高橋委員 前回も申し上げたことで申し訳ないんですが、大きいA3の紙の4番の男女共同参画ですが、これによって男女共同参画の推進にも寄与できるという、この言い方がちょっと変な気がするということをお願いしたんです。男女共同参画の推進は大事なことで、どこかにこの4番の中に出てくるのはいいと思うんですが、地域のコミュニティの活性化をすることで男女共同参画の推進ができるのかということ、そうではなくて、かなり男女共同参画の視点を持ってそこを努力しなくてはできないわけなので、充実を図るような言い方ですとか、そういうふうにしていただくと何かすっきりするかなと思っております、前回も申し上げました。
- 生涯学習課長 大変失礼をいたしました。前回もそのようなご指摘はいただいていたところでもあります。そのままになってしまっておりました。もう少しこの中身、表現、方法について少し検討をさせていただきたいというふうに思っております。
- 教育長 内容は検討して、その辺よりよいものをお願いします。ほかにございますか。よろしいですか。
- 教育長 <なしの声あり>
- 教育長 では、特になしということでもありますので、この協議の第3号についてはこの程度としたいと思っておりますが、よろしいですか。
- 教育長 では、この程度といたします。なお、また見ていただいて何かご意見等あれば、いつでも教育委員会のほうにご連絡ください。お願いいたします。
- 教育長 それでは、協議事項のほうはこれで終わります。
- 教育長 8番のその他に移ります。教育長及び各委員からとあるんです

が、私からは特にございませんが、委員の皆様方から何かありますか。どうぞ。

高橋委員

高橋です。

2つあります。1つは、ボートの全国市町村交流レガッタが、喜多方市で2年後に開催されるという話を聞いたんですが、それに向けて何かボートのまちづくりの中には出てはいないんですが、何か改めて強化対策ですとか、ボート人口を増やすとか、そういった取組は考えているかということが1つです。

もう一つは、図書館ですが、先ほど申し上げた県立図書館の協議会の中でも話が出たんですが、コロナ対策の消毒とかそういった業務で、一般のボランティアさんが今入館できない状態にあるので、司書の役割が物すごく大変という話を聞いてきました。市立図書館の館長さんも同じ委員で出席していて、そのとおりでございまして、これからのいろいろな書架や本、資料の滅菌、消毒なども含めたことでボランティアの受入れが無理なら1人か2人か分かりませんが、ぜひ司書さんを増やすとかそういったところも必要なのではないかなと感じたので、どうだろうということなんです。また、滅菌のためのボックスのようなものもあるんですね、図書館によく置いてあるんですが、そういったものも置くという、何か100万円ぐらいで買えるらしいのですけれども、そういうのも置くことで気にしている方は個人で、自分でそういう消毒ができるんですというような形でも何か今後のことも考えていただけないかというお願いです。

以上です。

生涯学習課長

1点目のボートの関連であります。全国市町村交流レガッタが令和6年度ということなので、4年後喜多方市開催ということが内定をしたところであります。これに向けまして12月の議会等の一般質問等にもありましたとおり、施設あるいは船というものの整備なども図っていく必要もあるというふうに考えておりますし、また来年に延期になりましたオリンピック・パラリンピックで喜多方市は米国のホストタウンになっており、アメリカのボートチームにオリンピックの大会が終了後、こちらにおいでをいただき、地元の児童生徒等と市民と交流をしながら、ボートの機運を盛り上げていくということは考えており、オリンピックが終わった後も、そういった交流も続けていくというようなことでボートの活動といいますか、振興を図っていきたいというふうなことを考えているところであります。

中央公民館長

図書館のコロナ対策につきましては、現在は戻ってきた図書を司書の方が表面を殺菌、除菌して、あと24時間本を開いて除菌している、または1時間に一遍窓を開いて換気をよくして、学習室は2時間程度の使用ということで対策はしているところですが、司書の業務も大変だというのは聞いております。一応来年度に向けて除菌庫と、あと非接触で温度を測るというのを設置するということを計画しているんですが、ちょっと予算の兼ね合いもありまして、それはどうなるか分かりませんが、それはどうなるか検討しているところでございます。

以上です。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

よく分かりました。ありがとうございます。

ボートですけれども、ボート人口を増やすというのを何か生涯学習課なんだかスポーツなのか、何かの機会でどんどん増やしていただきたいと、自分も含めても高齢化して出られないという感じもあるので、高郷の皆さんも強かった時代の方もほとんどが選手としては参加できない状態で、伝統的に高郷ではやってはいるけれども、もうちょっとスポ少もそうですけれども、全体的にボートの町というのであれば、時間がまだある、私が思っていたより時間がまだあるので、ぜひ人口を増やすのを取り組んでいただきたいと思います。

教育長

いいですか、ご意見として承ってということでよろしいですかね。確かにボートの人口増やさなければいけないというか、ボートの町なので、そういった視点も大切かと思います。その辺も含めて生涯学習のほうでもいろいろな取組を行っていただければというふうに思いますので、お願いします。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

では、(2)の事務局からということで、最初に喜多方市就学援助費について、これを取り上げますので、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、要項の7ページから資料載せてありますので、ご覧いただければと思います。

ただいま教育長から話がありましたように、喜多方市就学援助費についてということで、学校教育課内で整理しましたので、要綱等一部改正して事務の効率化、就学援助費のほうの申請をしやすくしたいというところがありましたので、改正いたしましたことについて説明をさせていただきたいと思います。

8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、13ページまでになりますが、こちらが改正した喜多方市就学援助費支給要綱になります。新旧対照表のほうは14ページ、15ページになっておりますけれども、主なものとして7ページにお戻りいただきたいと思いますが、こちらでご説明をさせていただきます。

1番の改正内容として（ア）から（ク）まで記載してございます。まず（ア）についてですが、これについては申請者の方々が同一生計で世帯が同じ方の場合についての考え方を明記したものでございます。これまでに同じお宅に住んでいながら生計が別というような申請がございまして、その対応についてどうするかということが要綱の部分でも読み取れないというところがあって、曖昧な部分がありました。これについては、児童等々生計を同一にする者でも同一の住居に居住の場合は、世帯分離している場合でも同一生計とみなして、世帯全員に関する公簿等の閲覧に同意するものとするというようなことで、同じお宅に住んでいる方々は世帯は別ですよというような手続をされていても、同一生計とみなすということで、こちらのほうの申請については収入と所得等の計算は同一生計でさせていただくということの明記をさせていただいたというところです。

（イ）から（キ）までにつきましては、学校を経由して該当だと思われる方々がそれぞれ申請をされるわけなんですけれども、これまで民生委員の方々に申請される方々、お一人お一人について意見を書いていただいております。また、それに伴って学校長の意見も記載をして、様々な添付書類についてもそれぞれお一人お一人の申請については出していただいていたというところで、事務が少し煩雑だったというところの部分がありましたので、民生委員の方々におかれましては、要綱等にも必要に応じて意見を求めるという部分はもともとあった要綱でございますので、事務局として必要な場合は意見を伺うことは残してございますが、基本的には所得のほうで判断させていただくというところにもなっておりますので、様々な省略というものをここで決定しまして、事務の効率化を進めたいと、申請についても手続きを簡略化したいというふうにしたものでございます。

（ク）としても支給方法の明記ということで、これまで新入学準備金、それから要保護、準要保護の援助費ということで支給方法様々な違いがございましたが、そちらのほうも記載させていただいたところです。

2番の今後のスケジュールとしましては、年明け1月の受付の新入学準備金の申請からこの改正後の対応とさせていただいていくということが大きな変更点でございます。

以上でございます。

教育長

今、就学援助費について、その変更ですか、それに説明がありました。ここについて何かございますか。

学校教育課長からあったように、(ア)にある同一生計の世帯の考え方というのがとても統一されていなかったと言ったらおかしいんですが、文章によって曖昧なところがあったので、その辺がはっきりした部分はあると思いますが。あと入学準備金との関わりかな、ここも一体化したんだね、結局ね。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、この件については、この程度といたします。

続いて、駒形第三地区ほ場整備事業に係る藤権現遺跡の発掘調査について、これについて説明をお願いいたします。

文化課長

駒形第三地区ほ場整備事業に係る藤権現遺跡の発掘調査についてご報告を申し上げます。本日お配りしております別冊5をご覧くださいと思います。この資料につきましては、12月10日に議会説明を行ったときの資料の写しになります。

まず、1ページ目ですけれども、駒形第三地区ほ場整備事業に係る発掘調査につきましては、平成29年度より実施しております。令和2年度が最終年度でございます。令和2年度に発掘調査を実施した藤権現遺跡につきましては、7月に調査に着手しまして、11月完了で進めてまいりましたが、調査の中で遺構遺物が多く出土しまして、さらに新たな遺構も確認されるなど、遺跡として非常に価値の高いものである可能性が出てまいりました。このことから、文化庁及び県文化財課の現地指導を受けたところ、発掘調査の継続について指導があったところでありまして、来年度以降発掘調査を継続して行うこととしたいというものでございます。なお、ほ場整備のエリアであるために、現在工事を一時中止しておりますが、今後の進め方につきましては、関係機関と協議しながら、進めてまいりたいと考えております。

現在まだ調査途中ではありますが、令和2年度の調査結果について御説明を申し上げます。まずは、場所なんです。別紙1をご覧くださいと思います。この地図の左上のところに駒形小学校がございまして、駒形小学校から東のほうに約700メートルぐらい進んだところに藤権現遺跡、今回の調査の場所がありま

す。令和2年度の実施地区につきましては7区から11区、そして多くの遺構が出土したのは第9区、一番広いエリアでございました。この平米数が3,467平米です。今後につきましては、9区を含めた囲みの部分、赤線で囲みました部分でさらに調査を継続していきたいと考えております。調査の内容につきましては、9区をさらに詳細に調査すること、それから周りのエリアにつきましては、遺構の広がり、範囲等を見るための調査を実施することにしたと考えております。

次に、令和2年度の調査結果についてご説明いたしますので、別紙2をご覧くださいませいんですけれども、まず別紙2-2のほうからご覧いただきたいと思っております。大きな写真のほうです。先ほど申し上げました一番遺構、遺物が出た第9区、上からの写真になりますけれども、白く転々と見えるところについては全て石でありまして、何らかの意図を持って配石されていると、人工的に石を置いたり、組んだりしている場所がございます。右側の大きな白い実践の円のエリアにつきましては、縄文後期の約3,500年前の配石墓群になります。左上に拡大写真伸びておりますが、拡大写真にあるような円形の配石遺構につきまして、20基以上見つかっております。さらに、今後の調査でこれらの遺構が大きな円に、環状列石になる可能性もあるということでございます。中央の楕円形の大きな実線の円につきましては、縄文後期の約4,000年前、もう少し古いものになりますけれども、4,000年前ごろの、こちらもお墓、遺構群になります。右下の所に拡大写真が伸びて掲載しておりますけれども、これは埋甕で骨を入れて埋葬した甕なんですけれども、土の中に直接埋甕があるのではなくて、周りに配石されていると。さらに、下にも敷いてありまして、上のほうにも石で蓋をしてあるようなものもありまして、これはほかでは見られない特徴だそうでございます。これにつきまして、現在のところ60ぐらい見つかっておりますが、掘り進めるともう少しあるというふうに思われます。先ほどさらに新しい遺構が見つかったというふうにご説明しましたが、これが左下のブルーシートで覆われた部分でございまして、こちらのほうは古墳時代前期ごろ、出土しているものについても、縄文時代とまた違うものが出土しているということでございます。

別紙2-1をご覧くださいませいんです。写真を幾つか掲載させていただきますが、ここで見つかった遺物につきましては、日常的な生活用具が少ない一方で、土偶とか、墓域であったというこ

とを示すような出土物が出ております。土偶につきましても、今のところ約30ほど確認されているということでございます。

藤権現遺跡の特徴・評価ということで、調査の途中ではありますけれども、今年度何人かの専門家の方に見ていただきまして、ご意見をいただいております。令和2年度の調査で判明した藤権現遺跡の特徴・評価につきましては、まずは藤権現遺跡は、東北地方南部における縄文時代後期4,000年から3,500年前屈指の大規模墓域を有しているということで、こんなに大規模なものについては、少なくとも県内にはないとのことでございます。

縄文時代後期初頭の墓域では、配石により土器を埋葬する特殊な葬法を示しているということで、先ほど埋甕をご説明した、このことでございます。藤権現遺跡の特徴は、南東北には見られないものであり、東北南部の縄文時代の後期を代表する遺跡として、北海道、北東北、北陸、関東などと対比される遺跡となると。見ていただいた方については、確実にそんなふうになるだろうとのことでした。縄文時代後期4,000年前から古墳出現期1,700年前、田中・舟森山古墳に至るまで連綿と墓域に利用されていた珍しい稀有な一帯であるということでございます。

こちらについては、保存の意図を持ってさらに調査を進めるべきということで、専門家のご意見をいただいております。市でも史蹟として保存する方向で今後調査を進めたいと考えております。

以上です。

教育長

ただいまの藤権現遺跡についての説明ありました。ここについて何かご意見等・ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、これについてはこの程度といたします。

以上でその他のほうは終わりたいと思います。

続いて、9番の連絡事項に移ります。

令和2年度教育委員会会議の開催日程についてということで、事務局よりお願いいたします。

生涯学習課長

大変申し訳ありませんでした。その他の部分で1点私のほうから報告をさせていただきたい部分がございます。

先般1月、来年の1月10日の成人式につきましては、急遽全国的な新型コロナウイルスの感染の拡大ということで、県内でも非常に多く発生してきているというような状況に鑑みまして、1月

10日の成人式は中止というふうなことを判断させていただいたところであります。

委員の皆様には先週急遽電話でご意見を承ったところですが、そのほかにも社会教育委員の議長、副議長等からもご意見をいただきながら、市としてこのような判断をさせていただいたところでもありますので、ご報告申し上げます。

そういったことで、中止とさせていただきましたが、その後の対応ということの部分でありますけれども、今現在、集まらないということでもありますので、市長及び議長からのメッセージ動画の配信、それから小学生によるお祝いのメッセージ動画の配信、また成人式の記念実行委員会の方々が作成をいたしますそれぞれの中学校の思い出のスライドというような動画の配信、さらには記念の冊子、成人証書の郵送、また記念に写真を撮れるスペースが設置できないかということで、喜多方、熱塩、塩川、山都、高郷地区にそういった場所を設定できないかということで、考えているところでもあります。

教育長 今1月10日予定であった成人式の中止についてありましたが、そのことについてよろしいですか。いいですか。

<なしの声あり>

教育長 それでは、連絡事項に移ります。

先ほど申しあげましたように、令和2年度の教育委員会会議の開催日程について、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、最後の16ページをご覧くださいと存じます。

教育委員会会議の日程につきましては、この表のとおり変更はございませんが、その下の欄でございます。今後の日程ということで、新春市民の集いを令和3年1月7日10時から喜多方プラザ大ホールで開催されますので、委員の皆様にご都合つき次第、ご出席をいただければと存じます。

なお、新春市民の集いにつきましては、例年1月4日に開催しておりましたが、国のほうから年末年始の密を避けることということで、いろいろ行事等については配慮願いたいということで、今回は1月4日ではなくて、先延ばして1月7日に開催することとなっております。なお、当然新型コロナウイルス対応ということで、例年どおりではなく規模を縮小して、人数も制限して行うこととしております。さらに、例年懇親会も開催しておりましたが、それも実施しないということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長

では、今後の会議等の日程についてよろしいですか。

<なしの声あり>

教育総務課長

最後に1つお知らせをさせていただきたいと思いますが、教育長職務代理者である高橋委員なのですが、任期が令和2年の2月23日までということだったんですが、今回12月定例市議会におきまして、議会の同意を得られました。再任ということで同意を得られましたので、紹介させていただきたいと思います。またよろしくお願ひしたいと思います。

教育長

よろしくお願ひいたします。

じゃあ、私のほうから連絡というか、学校教育関係で特にコロナに関しては、今のところ全然大丈夫な状況なんですけど、いわゆるICT関係も含めてですが、プロジェクターは各学校には配備になったんですね。プロジェクターについてはかなり高性能のいいやつですが、それが各学校に配布されて、タブレットのほうは3月にかけてか、2月になるのかな、そのくらいで配布になると。それに伴うガイドライン等も作成しながら、あと先生方の研修も含めながら、準備方進めてまいりたいとは思っています。

あと、今年度は全国の学力テストのほうは実施されなかったわけですが、市のほうは実施しました。前、大森委員からもあったように、結果についての公表について、これについても考えていきたいと思っていますので、何らかの形で結果について保護者並びにあと市民の方々にも分かるような形で、公表していきたいと。仮に学力的に低かろうが、高かろうがそういうのは関係ないではないですが、実態を分かってもらおうと思うので、その辺も考えていきたいと思っています。

以上です。

教育長

それでは、あと最後に特に事務局も含めて何かありましたら、お願ひいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、これもちまして令和2年12月教育委員会定例会のほう終わりたいと思ひます。

終了時刻ですが、午前11時50分ということでよろしくお願ひいたします。

お疲れさまでした。

閉会（午前11時50分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐